

## <一定の知見を有する者(事前調査)>

・事前調査方法において、**一定の知見を有する者**を活用することが義務付けられます。【令和5年10月1日から適用】

なお、工作物は適用外です。

	一定の知見を有する者(調査者)
建築物	「登録規定※1」に規定する一般建築物石綿含有建材調査者
	「登録規定※1」に規定する特定建築物石綿含有建材調査者
	上記の者と同等以上の能力を有すると認められる者※2
一戸建て住宅等	上記の者又は「登録規定※1」に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

※1: 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定

※2: 義務付け適用前までに、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても、引き続き、同協会に登録されている者

・事前調査において分析を行う場合は、以下の者に行わせることが必要となります。【令和5年10月1日から適用】

○厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者

○(公社)日本作業環境測定協会の「石綿分析技術の評価事業」でAランク、Bランクの認定分析技術者

○(一社)日本環境測定分析協会の「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」

○(一社)日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」

○(一社)日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」